

第3回統計基準部会 議事概要

1 日 時：平成21年5月14日(木) 14:00～16:15

2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

(部 会 長) 大守 隆

(委 員) 野村 浩二、舟岡 史雄

(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、東京都、埼玉県

(事 務 局) 内閣府：乾統計委員会担当室長

総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー（統計センター）

4 議 題：

- (1) 大分類C－事務従事者について
- (2) 大分類D－販売従事者について
- (3) 大分類E－サービス職業従事者について
- (4) 日本標準職業分類の一般原則について
- (5) その他

5 審議の概要：

(1) 大分類C－事務従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点、検討のポイントについて説明し、大分類Cと他の大分類とまぎらわしい例などの場合の解釈の説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 複数の事務を行い、そのうちどれが主な仕事か截然と切り分けられないもののために今回新設する小分類「一般事務員」について、中分類「25 総務事務従事者」内に位置付けることは適当か。あるいは、別に中分類を新設し、そこに位置付けることも検討してはいかがか。
- 分類項目の名称の付け方について、本分類が仕事の分類であると考えれば、例えば、「事務従事者」のように従事者という言葉は付けず、仕事の内容だけを項目名とすることが適当ではないか。
- 上記のような考え方は理解できるが、職業分類が統計の結果表示のために人に適用されるものだ考えると、〇〇の仕事に従事する人という方が適当ではないか。
- 国際分類も参考にしながら、再度、日本の分類における項目の設定の仕方を整理してはどうか。
- 事務従事者は、国際分類では仕事の内容（キーボードの操作や集金等）で分類されているのに対して、改定案の中分類の一部（「27 生産関連事務従事者」、「28 営業・販売事務従事者」）は、仕事の目的（営業、販売等）により分類されており、少し考え方が違うと思われる。

(2) 大分類D－販売従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点、検討のポイントについて説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 営業職業従事者は、活動の場所が事業所の外であることが特徴としてあげられる。
- 「331 不動産仲介・売買人」の説明文はわかりづらいため、表現には工夫が必要である。
- 飲食と販売の境界線をどこに引くかについて整理が必要ではないか。

(3) 大分類E—サービス職業従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改正点、検討のポイントについて説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 対象が個人に限られるものでないとすれば、説明文の「個人の」という文言を削除してもよいのではないか。
- 小分類「飲食店主・店長」を大分類をまたいで、大分類D—販売従事者から大分類E—サービス職業従事者に移すことについては、国際分類との比較では望ましいとも考えられるが、その考え方を再度整理していただきたい。

(4) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局から、ILO、米、英、カナダ、豪・NZの職業分類の一般原則との対比による考察、それを踏まえての日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

- 職業の定義について、「この職業分類～様々な課業、任務等の集まりを言う。」とあるが、課業とはどのようなものをいうのか。表現はまだ検討が必要。
- 分類の適用単位と基準については、以下のような意見が出された。
 - ・ 暫定案(1)個人が従事する仕事の種類とあるが、仕事の内容や仕事の性質とした方がよいのではないか。
 - ・ 当初案(5)仕事に従事する場所及び環境については、残してもよいのではないか。
 - ・ 暫定案(6)使用される原材料の種類については、不必要ではないか。
 - ・ 大分類を分けるもの（例えば、(7)事業所又はその他の組織の中で果たす役割）は、順序としては上位に掲載すべきではないか。
 - ・ 暫定案(3)資格・免許の種類については、下位に掲載してもよいのではないか。
 - ・ (2)仕事の遂行に必要とされる知識又は技能については、技能の水準ではなく専門性であることが分かるようにすべきではないのか。
- 諸外国等で使われている英語表現との対応・定義付けを明確にしてはどうか。
- 必要なTaskをどう組み合わせるのもSkillという考え方もある。
- 大分類内の中分類間の区分の原則などまだ検討が不十分。

- まとめとして、①小分類「一般事務従事者」について考え方を整理し、改正案を作成する。
- ②飲食店について考え方を整理する。
- ③大分類「サービス職業従事者」について、説明又は名称をどのようにするのか検討する。
- ④分類の名称として、○○従事者とするものの意義等を整理する。
- ⑤一般原則について、意見を踏まえたたたき台の二次案を作成する。以上は、事務局が検討・整理する。

- 次回の部会は、6月4日(木) 14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以 上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>